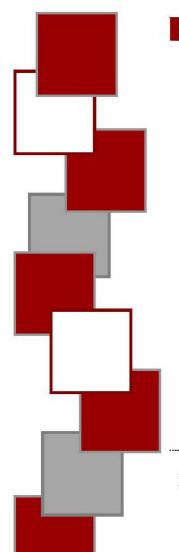
April 2018 税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

# 事務所通信

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。 夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



# 2018年4月号

- ■納税者と配偶者双方の所得確認を 配偶者控除と配偶者特別控除の改正
  - ■平成30年度の労災保険率は変更、 雇用保険料率は据え置き
  - ■全体的には増加傾向にある 学歴別初任給
  - ■IPAが情報セキュリティ 10大脅威 2018を決定
  - ★編集後記

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F TEL:049-249-0222/FAX:049-249-0220

## 税務情報 2018年4月号

#### Zeimu

# 納税者と配偶者双方の所得確認を 配偶者控除と配偶者特別控除の改正

平成29年度税制改正により、配偶者の合計 所得金額(以下本文内、所得金額)に応じて 受けられる配偶者控除、配偶者特別控除が見 直されました。これにより30年分から配偶者 控除では納税者本人の所得金額に制限が加わ り、配偶者特別控除については控除の対象と なる配偶者の所得金額が拡大等されました。

# ■ 対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における"配偶者"とは、原則としてその年の年末時点で下表Aの3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。この"配偶者"の所得金額に応じて、納税者は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用が受けられます。

# ■ 配偶者控除

29年分までの配偶者控除は、配偶者の所得金額が38万円以下であれば、所得税の計算上、納税者本人の所得金額に関係なく38万円(年

末時点の配偶者の年齢が70歳以上の場合は48 万円)の控除を受けることができました。これが改正で下表Bのとおり、適用を受けることができる納税者の所得金額に上限を設けた上、納税者の所得金額に応じて控除額が逓減する措置が講じられました。

下表Bでお分かりのとおり、今回の改正で 影響を受けるのは、納税者自身の所得金額が 900万円を超えた場合です。900万円を超える と控除額が逓減し、1,000万円を超えると適 用することができなくなりました。

# ■ 配偶者特別控除

配偶者特別控除は、納税者自身の所得金額が1,000万円以下であることの他、配偶者の所得金額に応じて、所得税の計算上、最高38万円まで控除が受けられるものです。これが改正で配偶者の所得金額の上限が引き上げられた一方で、所得金額が900万円を超える納税者については、控除額が所得金額に応じて逓減します。

#### A. 「配偶者」の条件

- ・婚姻届が提出されている配偶者であること(つまり、内縁関係者は対象外です)
- ・納税者と生計が一緒であること(一緒に暮らしているかどうかは関係ありません)
- ・青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

#### B. 配偶者控除(配偶者の合計所得金額38万円(給与のみであれば年収103万円)以下)

1		適用年分	~平成29年	平成30年~	~平成29年	平成30年~
配偶者		年末時点での年齢	70歳	未満	70歳	以上
	)00万円以下(1,120万円以下)		38 万円		48 जान	
****	合計所得金額	900万円超 950万円以下 合計所得金額 (1,170万円以下)	30 ===	26 万円	49 ===	32 万円
納税者	(給与のみの場合の年収)	950万円程 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	38 万円	13 万円	48 万円	16 万円
		<b>1,000万円超</b> (1,220万円超)		-		-

影響を受ける範囲:合計所得金額900万円超

**M** MyKomon

#### Zeimu

# 税務情報 2018年4月号

具体的な金額は、下表Cのとおりです。 配偶者の所得金額が76万円以上123万円以 下も対象に含まれることになったものの、納 税者の所得金額が900万円を超えると配偶者 の所得金額との組合せによっては、控除額が これまでより減少するケースがあります。

なお、住民税においても控除額は異なりますが、同様の改正が31年度から適用されます。 この時期は29年分の確定申告が終わっている頃です。自身の確定申告状況を確認しながら、影響を受ける場合の税額を試算されては

いかがでしょうか。

#### C. 配偶者特別控除

	配偶者		納税者(	D合計所得金額	(参考:船与のみの電	合の年収)	
参考:給与のみの場合の年収	合計所得金額		<b>ア以下</b> アア以下)		<b>950万円以下</b> 1,170万円以下)		<b>,000万円以下</b> 1,220万円以下)
(円)		~平成29年	平成30年~	~平成29年	平成30年~	~平成29年	平成30年~
1,030,001 ~ 1,049,999	38万円超 40万円未満	38 万円		38 万円		38 万円	
1,050,000 ~ 1,099,999	40万円以上 45万円未満	36 万円		36 万円		36 万円	
1,100,000 ~ 1,149,999	45万円以上 50万円未満	31 万円		31 万円		31 万円	
1,150,000 ~ 1,199,999	50万円以上 55万円未満	26 万円		26 万円		26 万円	
1,200,000 ~ 1,249,999	55万円以上 60万円未満	21 万円	38 万円	21 万円	26 Em	21 万円	40
1,250,000 ~ 1,299,999	60万円以上 65万円未満	16 万円	<b>36</b> 26	16 万円	26 万円	16 万円	13 万円
1,300,000 ~ 1,349,999	65万円以上 70万円未満	11 万円		11 万円		11 万円	
1,350,000 ~ 1,399,999	70万円以上 75万円未満	6 万円		6 万円		6 万円	
1,400,000 ~ 1,409,999	75万円以上 76万円未満	3 万円		3 万円		3 万円	
1,410,000 ~ 1,500,000	76万円以上 85万円以下	;—;		-		_	
1,500,001 ~ 1,550,000	85万円超 90万円以下	-	36 万円	-	24 万円	-	12 万円
1,550,001 ~ 1,600,000	90万円超 95万円以下	-	31 万円	_	21 万円	-	11 万円
1,600,001 ~ 1,670,000	95万円超 100万円以下	-	26 万円	-	18 万円		9 万円
1,670,001 ~ 1,750,000	100万円超 105万円以下	=	21 万円	-	14 万円	=	7 万円
1,750,001 ~ 1,830,000	105万円超 110万円以下		16 万円	-	11 万円	-	6 万円
1,830,001 ~ 1,900,000	110万円超 115万円以下	-	11 万円	-	8 万円	-	4 万円
1,900,001 ~ 1,970,000	115万円超 120万円以下	:	6 万円	-	4 万円		2 万円
1,970,001 ~ 2,010,000	120万円超 123万円以下	-	3 万円	-	2 万円	-	1 万円
2,010,001 ~	123万円超	-	- 1	-	1-	_ 7	-

#### 影響を受ける範囲:

- ・納税者の合計所得金額900万円以下、かつ、配偶者の合計所得金額40万円以上
- ・納税者の合計所得金額900万円超



## 労務情報 2018年4月号

#### Roumu

# 平成30年度の労災保険率は変更、 雇用保険料率は据え置き

労働保険(労災保険および雇用保険)の保険料率は、定期的に見直しが行われることになっています。平成30年度の保険料率について正式に決定されましたので、それぞれについて確認しておきましょう。

# ■ 平成30年度からの労災保険率

労災保険率は3年に1度、その保険率を見直 す仕組みがあり、平成30年4月は見直しのタイ ミングとなります。

今回、下表のとおり変更となります。引上 げとなる業種、据え置きの業種、引下げとな る業種が混在しています。

## ■ 平成30年度の雇用保険料率

雇用保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われます。30年度は弾力条項により、29年度のまま据え置かれました。具体的には、一般の事業で9/1,000、農林水産・清酒製造の事業で11/1,000、建設の事業で12/1,000となり、これを労使で負担することになります。

平成30年4月からの労災保険率

業種	保険率	<b>一                                    </b>	保険率	業種	保険率
林業	60	木材又は木製品製造業	14	船舶製造又は修理業	23
海面漁業	18	パルプ又は紙製造業	6.5	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	印刷又は製本業	3.5	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	化学工業	4.5	その他の製造業	6.5
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	ガラス又はセメント製造業	6	交通運輸事業	4
原油又は天然ガス鉱業	2.5	コングリート製造業	13	貨物取扱事業	9
架石業	49	陶磁器製品製造業	18	港湾貨物取扱事業	9
その他の鉱業	26	その他の蘇業又は土石製品製造業	26	港湾荷役業	13
水力発電施設、引、道等新設事業	62	金属精練業	6.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
道路新設事業	11	非鉄金属精錬業	7	船舶所有者の事業	47
補装工事業	9	金属材料品製造業	5.5	農業又は海面漁業以外の漁業	13
鉄道又は軌道新設事業	9	<b>鋳物業</b>	16	清掃、火葬又はと嗇の事業	13
建築事業	9.5	金属製品製造業又は金属加工業	10	ビルメンテナンス業	5.5
<b>既設建築物設備工事業</b>	12	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
機械装置の組立て又は指付けの事業	6.5	めつき業	7	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
その他の建設事業	15	機械器具製造業	5	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
食料品製造業	6	電気機械器具製造業	2.5	金融業、保険業又は不動産業	2.5
<b>繊維工業又は繊維製品製造業</b>	4	輸送用機械器具製造業	4	その他の各種事業	3

今回、雇用保険料率が据え置きになったことにより、給与計算をする上での料率変更は不要となりますが、30年度の労働保険の年度更新における概算保険料の計算では、新しい労災保険率を利用することになります。誤りのないように注意しましょう。

**M** MyKomon

### 経営情報 2018年4月号

Keiei

# 全体的には増加傾向にある 学歴別初任給

新年度の始まりである4月は、新入社員が加わる時期でもあります。ここでは、新入社員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

## ■ 産業計は男女とも28年を上回る

厚生労働省の調査結果(※)から、業種別に平成29年の性、学歴別初任給をまとめると、下表のとおりです。産業計は男女ともに、すべての学歴で28年の金額を上回りました。28年も同様で、初任給は2年連続で増加を続けています。なお、大学卒、髙専・短大卒、髙校卒は28年が過去最高だったことから、29年はそれを更新したことになります。

業種別にみると、建設業や情報通信業、学 術研究,専門・技術サービス業などは、産業 計を上回る学歴が多くなっています。反対に、 ほとんどの学歴で産業計を下回る業種もあり、 業種間の格差がみられます。

人材不足が依然として続く中、新卒採用活動を行う企業は少なくないでしょう。新卒採用を行う企業にとって以下のデータは、採用時の参考になるのではないでしょうか。

平成29年業種別、性、学歴別初任給(千円)

		男技	甜			男	性			女	性	
産業	大字院 修士課 程修了	大学卒	高專· 短大卒	大罗卒	大字院 修士課 程修了	大罗卒	高専・ 短大卒		大学院 修士課 程修了	大学卒	高傳· 短大卒	高校卒
産業計(29年)	233.4	206.1	179.2	162.1	233.6	207.8	180.6	164.2	232.4	204.1	178.4	158.4
産業計(28年)	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
産業計(27年)	228.5	202.0	175.6	160.9	228.5	204.5	177.3	163.4	228.5	198.8	174.6	156.2
鉱業,採石業,砂利採取業	250.8	218.8	1	166.9	251.0	221.1	-	170.0	249.8	214.5	-1	149.3
建設業	237.1	208.7	181.7	169.7	236.2	210.9	183.1	171.0	242.3	202.8	178.5	162.1
製造業	230.9	203.2	177.7	162.2	231.4	204.4	178.7	163.5	227.9	200.8	175.5	158.7
電気・ガス・熱供給・水道業	225.7	200.9	180.0	163.0	226.0	200.9	180.0	163.2	224.0	200.9	179.9	161.7
情報通信業	237.4	215.0	189.3	164.6	236.5	214.3	188.1	163.6	240.7	216.4	192.2	165.6
運輸業,郵便業	217.2	195.0	173.6	160.5	216.1	197.3	174.2	160.5	223.6	191.9	173.3	160.6
卸売業,小売業	240.1	207.2	176.4	161.6	241.1	207.3	177.0	164.6	236.7	207.0	175.8	158.7
金融業, 保険業	229.5	205.4	170.7	148.8	228.3	210.1	193.4	147.0	233.2	201.9	169.3	148.9
不動産業,物品賃貸業	233.1	210.7	178.1	161.5	233.8	215.9	181.9	166.2	230.7	204.2	176.5	157.6
学術研究,専門・技術サービス業	236.1	213.9	182.6	166.7	237.6	217.0	183.6	168.4	231.1	210.0	181.6	159.2
宿泊業,飲食サービス業	193.7	194.5	168.2	157.6	-	199.7	168.2	159.2	193.7	192.1	168.3	156.9
生活関連サービス業、娯楽業	209.1	207.2	173.3	165.0	227.4	213.8	178.8	169.1	190.9	200.9	171.1	163.7
教育,学習支援業	247.0	206.4	179.2	157.3	244.9	213.9	177.0	164.2	249.7	203.2	179.4	149.2
複合サービス事業	205.1	177.9	158.5	148.3	200.3	177.5	159.3	148.4	224.0	178.6	158.1	148.1
サービス業(他に分類されないもの)	220.6	199.2	175.9	163.5	224.1	200.2	179.3	164.5	210.7	197.7	170.0	160.4

厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況」より作成

(※) 厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した15,903事業所を対象に、初任給が確定している15,378事業所について集計したものです。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/17/index.html



IT

# IPAが情報セキュリティ 10大脅威 2018を決定

今年1月末に仮想通貨の流出事件が発生するなど、情報セキュリティに関する事件や事故は、依然として後を絶ちません。こうした中、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)は1月30日に、「情報セキュリティ10大脅威 2018」を発表しました(※)。

# ■ 標的型攻撃による情報流出が1位に

上記発表は、2017年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案から、IPAが脅威候補を選出、10大脅威選考会が決定したものです。そのうち「組織」の10大脅威をまとめると、下表のとおりです。1位は「標的型攻撃による情報流出」、2位は「ランサムウェアによる被害」となりました。

[組織]		

順位	脅威	昨年順位
1位	標的型攻撃による情報流出	1位
2位	ランサムウェアによる被害	2位
3位	ビジネスメール詐欺	ランク外
4位	脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる 脆弱性の悪用増加	ランク外
5位	セキュリティ人材の不足	ランク外
6位	ウェブサービスからの個人情報の窃取	3位
7位	IoT機器の脆弱性の顕在化	8位
8位	内部不正による情報漏えい	5位
9位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	4位
10位	犯罪のビジネス化(アンダーグラウンドサービス)。	9位

IPA「情報セキュリティ10大脅威 2018」より作成

# ■ 新たに選定された脅威の概要

次に、昨年のランク外から新たに10大脅威 に選ばれた、「ビジネスメール詐欺」と「脆 弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性 の悪用増加」の概要をIPA発表資料からご紹介します。

#### ◆ビジネスメール詐欺

「ビジネスメール詐欺」 (Business E-mail Compromise: BEC) は巧妙に細工したメールのやりとりにより、企業の担当者を騙し、攻撃者の用意した口座へ送金させる詐欺の手口である。詐欺行為の準備としてウイルス等を悪用し、企業内の従業員の情報が窃取されることもある。これまでは主に海外の組織が被害に遭ってきたが、2016年以降、海外取引をしている国内企業でも被害が確認されている。

# ◆脆弱性対策情報の公開に伴い公知となる脆弱性の悪用増加

脆弱性対策情報の公開は、脆弱性の脅威や対策情報を広く呼び掛けられるメリットがある。一方、その情報を攻撃者に悪用され、対策前のシステムを狙う攻撃が行われている。また、近年では脆弱性情報の公開後、その脆弱性を悪用した攻撃が本格化するまでの時間が短くなっている傾向がある。

情報セキュリティ上の脅威には、様々なも のがあります。脅威に関する情報収集を行い、 自社に必要な対応策を実施していくことが大 切です。

(※) IPA「情報セキュリティ10大脅威 2018」を決定

ここでは組織の10大脅威を取り上げましたが、個人の10大脅威も発表しています。また脅威の概要等については、次のURLのページから確認いただけます。https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2018.html

**MyKomon** 

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

0		2018年5月 小儿由此十纪
	1. 隹民税の改定対応	お仕事備忘録
	2. 自動車税の納付	
	3. 夏季賞与検討・情報収集	
0	4. 障害者雇用納付金の申告	
0	5. 夏に向けての準備	
0	6. 健康診断の実施	

#### 1. 住民税の改定対応

6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、 早めに給与計算ソフトのマスターデータ(住民税の額)を変更しておきましょう。

#### 2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車(軽自動車を除く乗用車やトラックなど)を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

#### 3. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

#### 4. 障害者雇用納付金の申告

平成29年4月から平成30年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が 5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

#### 5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事(慰安旅行や忘年会)の企画準備

#### 6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を 所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。





月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるよう に計画を立てましょう。



	E	曜日	六曜	項目
L	1	火	赤口	
	2	水	先勝	
	3	木	友引	<b>憲法記念</b> 日
	4	ACC 1		みどりの日
	5		in much	こどもの日
	6	В	大安	
	7		赤口	
	8		先勝	
	9		友引	
	10			●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(4月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
	11	金	仏滅	
	12		大安	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	13	日	赤口	
	14	月	先勝	
	15	火	仏滅	●障害者雇用納付金の申告期限
	16	水	大安	
	17		赤口	
	18	金	先勝	
	19	±	友引	
	20	B	先負	
	21	月	仏滅	小満
	22		大安	
	23	水	赤口	
	24	木	先勝	
	25	金	友引	
	26	±	先負	
	27	B	仏滅	
	28	月	大安	
	29	火	赤口	
	30	水	先勝	
	31	木	友引	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払(4月分)

**MyKomon**